

登別市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行については、法及び空家等対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成27年総務省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(報告徴収)

第2条 法第9条第2項の規定による報告徴収は、口頭又は空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第2項の規定により報告を求められた空家等の所有者等は、口頭又は空家等に係る事項に関する報告書（別記様式第2号）により市長に報告するものとする。

(立入調査の通知)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等立入調査通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(立入調査員証)

第4条 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証（別記様式第4号）のとおりとする。

(助言又は指導)

第5条 法第13条第1項の規定による指導は、口頭又は空家等の管理に係る指導書（別記様式第5号）により行うものとする。

2 法第22条第1項の規定による助言又は指導は、口頭又は空家等の管理に係る（助言・指導）書（別記様式第6号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第7号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第8号）により行うものとする。

(命令)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（別記様式第9号）により行うものとする。

(事前通知書)

第8条 法第22条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（別記様式第10号）のとおりとする。

(意見書)

第9条 法第22条第4項の意見書は、命令に係る事前通知への意見書（別記様式第11号）のとおりとする。

(意見聴取請求)

第10条 法第22条第5項の規定により意見の聴取（以下「意見聴取」という。）を請求しようとする者（以下「聴取請求者」という。）は、命令に係る事前通知への意見聴取請求書（別記様式第12号）を、市長に提出しなければならない。

(聴取請求者の代理人)

第11条 聴取請求者の代理人は、あらかじめ、その委任状を市長に提出しなければならない。

(意見聴取実施通知)

第12条 法第22条第7項の規定による通知は、命令に係る事前通知への意見聴取実施通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

2 法第22条第7項の規定による公告は、公告式条例（昭和28年条例第19号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

(意見聴取の期日の延期)

第13条 聴取請求者又はその代理人が、やむを得ない事由により意見聴取に出頭できないときは、意見聴取の期日の前日までに、理由を付して市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合において、その事由が正当であると認めるときは、意見聴取の期日を延期することができるものとする。

3 市長は、災害その他やむを得ない事由により、法第22条第7項の規定による通知及び公告をした期日又は場所において意見聴取を行う事ができないときは、意見聴取の期日を延期し、又は場所を変更することができるものとする。

4 前条の規定は、前2項の規定により意見聴取の期日を延期し、又は場所を変更する場合について準用する。

(議長)

第14条 意見聴取は、市長又は市長の指名する者が議長として主宰する。

(参考人)

第15条 議長は、意見聴取において、必要があると認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(意見聴取の方法)

第16条 意見聴取は、関係職員立会いの上、公開により行うものとする。

- 2 聴取請求者又はその代理人が出頭しない場合において、意見聴取の事項に関する聴取請求者の陳述書及び証拠書類（以下「陳述書等」という。）があるときは、議長によるその陳述書等の朗読により、意見聴取を行うことができるものとする。

（意見聴取の期日における陳述の制限及び秩序維持）

第17条 議長は、聴取請求者又はその代理人が意見聴取の事項の範囲を超えて陳述するときその他議事を整理するためやむを得ないと認めるときは、当該聴取請求者又はその代理人に対し、その陳述を制限することができる。

- 2 議長は、前項に規定する場合のほか、意見聴取の秩序を維持するため、意見聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴取請求者の不出頭等の場合における意見聴取の終結）

第18条 議長は、聴取請求者又はその代理人が正当な理由なく意見聴取の期日に出頭せず、かつ、第16条第2項に規定する陳述書等を提出しない場合には、これらのものに対し改めて意見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見聴取を終結することができる。

- 2 意見聴取に出頭した聴取請求者又はその代理人が、議長の質問に対して答弁せず、又は議長の許可なく退場したときは、前項の規定を準用する。

（行政代執行）

第19条 法第22条第9項に規定する処分（以下「行政代執行」という。）に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（別記様式第14号）により行うものとする。

- 2 行政代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（別記様式第15号）により行うものとする。

- 3 行政代執行に係る行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（別記様式第16号）のとおりとする。

- 4 行政代執行に係る行政代執行法第5条の規定による納付の命令は、代執行費用納付命令書（別記様式第17号）により行うものとする。

（準用）

第20条 前条第3項及び第4項の規定は、法第22条第10項に規定する処分及び同条第11項に規定する処分（以下「緊急代執行」という。）について準用する。

（改善措置完了報告）

第21条 法第13条第1項に規定する指導、同条第2項に規定する勧告を受けた管理不全空家等の所有者等は、当該管理不全空家等に対する改善の措置を実施し

完了したときは、管理不全空家等改善報告書（別記様式第 18 号）により市長に遅滞なく報告するものとする。

- 2 法第 22 条第 1 項に規定する助言若しくは指導、同条第 2 項に規定する勧告、同条第 3 項に規定する命令又は第 19 条第 1 項に規定する戒告を受けた特定空家等の所有者等は、当該特定空家等に対する改善の措置を実施し完了したときは、特定空家等改善報告書（別記様式第 19 号）により市長に遅滞なく報告するものとする。

（標識）

第 22 条 法第 22 条第 1 3 項の標識は、標識（別記様式第 20 号）のとおりとする。

（公示の方法）

第 23 条 法第 22 条第 1 3 項の規定による公示は、省令で定める方法のほか、公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が必要と認める方法により行うものとする。

（その他）

第 24 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第1項から第3項までの規定の施行のため、下記のとおり法第9条第2項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

1 対象となる空家等

所 在 登別市
用 途
所有者の住所及び氏名
住 所
氏 名

2 報告を求める内容

3 報告の提出先

住 所 登別市
部 署 名 登別市
電 話 番 号

※別記様式第2号の報告書をもって、書面で提出すること。

4 報告徴収の責任者

住 所 登別市
所属職氏名 登別市
電 話 番 号

5 報告の期限 年 月 日

教示

- 1 上記5の期限までに上記3の者まで報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第30条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処されることとなります。
- 2 当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第22条第1項から第3項の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行なうことがあります。
- 3 この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
- 4 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

登 第 号
年 月 日

登別市長 様

（報 告 者）
住 所
氏 名
電話番号

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づき、 年 月 日付け登 第 号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所 在 登別市
用 途
- 2 報告事項
- 3 添付書類
- 4 その他

上記 2 及び 3 について、虚偽の報告をした者は、法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、2 0 万円以下の過料に処される場合があります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

空家等立入調査通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、あなた（貴社）が所有又は管理する次の空家等について、立入調査を実施しますので、法第9条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 対象となる空家等 登別市
- 2 立入調査実施予定日 年 月 日
- 3 実施の理由（該当する事由に■印が付されています。）
 - ☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態と見込まれるため
 - ☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態と見込まれるため
 - ☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態と見込まれるため
 - ☐周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と見込まれるため
- 4 所有者等の立会い等
この立入調査を実施するにあたり所有者等の立会いは求めません。
また、この立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、法第30条第2項の規定に基づき20万円以下の過料に処される場合があります。

(担 当)
所 属 登別市
氏 名
電 話

別記様式第4号（第4条関係）

（表）

第	号	立	入	調	査	員	証
写真		所 属					
		登別市		氏 名			
		職 名		年 月 日生			
刻印		上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第9条第2項の規定に基づく立入調査を行う権限を有する者であることを証明する。					
		年 月 日					
		登別市長					

縦6センチメートル 横9センチメートル

（写真 縦2.5センチメートル 横2センチメートル）

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

（立入調査等）

第9条 （略）

- 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

空家等の管理に係る指導書

あなた（貴社）が所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当します。

つきましては、当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために、次のとおり必要な措置をとるよう法第13条第1項の規定に基づき指導します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等の所在 登別市
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由（該当する事由に■印が付されています。）
 - ☐ 保安上危険となる状態
 - ☐ 衛生上有害となる状態
 - ☐ 景観を損なう状態
 - ☐ 周辺的生活環境を損なう状態
- 4 指導の責任者
 - 住 所 登別市
 - 所属職氏名 登別市
 - 電 話 番 号
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他
 - （1）上記2に示す措置を実施した場合は、管理不全空家等改善報告書（別記様式第18号）により報告してください。
 - （2）上記5の期限までに上記2に示す措置を実施しなかった場合は、法第13条第2項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
 - （3）勧告を受けた場合、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることになります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

空家等の管理に係る（助言・指導）書

あなた（貴社）が所有又は管理する空家等は、登別市特定空家等の判断基準に基づき調査及び審議した結果、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、次のとおり必要な措置をとるよう法第 22 条第 1 項の規定に基づき（助言・指導）します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在 登別市
- 2 （助言・指導）に係る措置の内容
- 3 （助言・指導）に至った事由（該当する事由に■印が付されています。）
 - ☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
 - ☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
 - ☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
 - ☐周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態
- 4 （助言・指導）の責任者
 - 住 所 登別市
 - 所属職氏名 登別市
 - 電 話 番 号
- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他
 - （1）登別市では、一定の条件を満たしている特定空家等の所有者等の方に対し、特定空家等の解体工事に係る費用の一部を補助する補助金交付制度を設けております。
 - （2）上記 2 に示す措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書（別記様式第 19 号）により報告してください。
 - （3）上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施しなかった場合は、法第 22 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。
 - （4）勧告を受けた場合、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることになります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

勸 告 書

あなた（貴社）が所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条第1項に定める「管理不全空家等」に該当すると認められたため、あなた（貴社）に対して対策を講じるよう指導してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、当該管理不全空家等が法第2条第2項に定める「特定空家等」に該当することとなることを防止するために、次のとおり必要な措置をとるよう法第13条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等の所在 登別市

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由（該当する事由に■印が付されています。）

☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

☐周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 勧告の責任者

住 所 登別市

所属職氏名 登別市

電 話 番 号

5 措置の期限 年 月 日

6 その他

（1）上記2に示す措置を実施した場合は、管理不全空家等改善報告書（別記様式第18号）により報告してください。

（2）上記5の期限までに上記2に示す措置が実施されず、法第2条第2項に定める「特定空家等」となった場合は、必要に応じて、法第22条に基づき、必要な措置をとることになります。

（3）上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地は、本勧告により、当該特例の対象から外されることとなります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長

印

勸 告 書

あなた（貴社）が所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなた（貴社）に対して対策を講じるよう（助言・指導）してきましたが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、次のとおり必要な措置をとるよう法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等の所在 登別市

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由（該当する事由に■印が付されています。）

☐そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

☐そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

☐適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

☐周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4 勧告の責任者

住 所 登別市

所属職氏名 登別市

電 話 番 号

5 措置の期限 年 月 日

6 その他

- （1）上記 2 に示す措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書（別記様式第 19 号）により報告してください。
- （2）上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施しなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- （3）上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地は、本勧告により、当該特例の対象から外されることになります。
- （4）災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

命 令 書

あなた（貴社）が所有又は管理する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け登第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨を事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、次のとおり必要な措置をとることを法第22条第3項の規定に基づき命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在 登別市
- 2 命令に係る措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者

住 所 登別市
所属職氏名 登別市
電 話 番 号

- 5 措置の期限 年 月 日
- 6 その他

- （1）上記2に示す措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書（別記様式第19号）により報告してください。
- （2）上記5の期限までに上記2に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定に基づき、当該措置について代執行の手続に移行することがあります。
- （3）この命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定に基づき50万円以下の過料に処されることがあります。
- （4）災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）に対して審査請求をすることができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
 - 2 また、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。
- なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

命令に係る事前の通知書

あなた（貴社）が所有又は管理する次の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、 年 月 日付け登第

号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま当該措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなた（貴社）は、法第 22 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、登別市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在 登別市
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先
住 所 登別市
部 署 名 登別市
電話番号
- 5 意見書の提出期限 年 月 日
- 6 その他
 - （1）上記 2 に示す措置を実施した場合は、特定空家等改善報告書（別記様式第 19 号）により報告してください。
 - （2）災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

登別市長 様

私が所有又は管理している空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成２６年法律第１２７号）第２２条第４項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

空家等の 所在等	所在：登別市 建築物の概要：
命令の原因と なる事実につ いての意見	
証拠書類等の 提出の有無	有（書類の名称： ）・ 無

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。
- 3 提出された証拠書類等は返却しないので注意すること。

別記様式第 12 号（第 10 条関係）

年 月 日

命令に係る事前通知への意見聴取請求書

登別市長 様

（提出者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け登 第 号により命令に係る事前の通知があった空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 5 項の規定に基づき、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を請求します。

別記様式第 13 号（第 12 条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

命令に係る事前通知への意見聴取実施通知書

年 月 日付けで請求のあった命令に係る事前通知への意見聴取について、次のとおり実施しますので通知します。

記

- 1 対象となる特定空家等の所在 登別市
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見聴取の期日 年 月 日
- 4 意見聴取の場所
- 5 問い合わせ先
住 所 登別市
部 署 名 登別市
電話番号

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

戒 告 書

あなた（貴社）に対し 年 月 日付け登 第 号によりあなた（貴社）が所有する次の特定空家等について、（除去・修繕・立木林の伐採・その他（ ））を行うよう命じました。

この措置を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、次の特定空家等の（除去・修繕・立木林の伐採・その他（ ））を代執行しますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定に基づきその旨戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた（貴社）から徴収します。

また、代執行によりその物件又はその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- 1 所 在 登別市
- 2 用 途
- 3 構 造
- 4 規 模
- 5 所有者等の住所及び氏名

教示

- 1 災害その他非常の場合においては、法第22条第11項の規定に基づき、当該措置について緊急代執行のに移行することがあります。
 - 2 この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）に対して審査請求をすることができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。
 - 3 また、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても処分の日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。
- なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(担 当)
所 属 登別市
氏 名
電 話

別記様式第15号（第19条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

代執行令書

年 月 日付け登 第 号によりあなた（貴社）が所有する次の特定空家等を 年 月 日までに（除去・修繕・立木林の伐採・その他（ ））するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定に基づき、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定に基づき通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなた（貴社）から徴収します。

また、代執行によりその物件又はその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

1 年 月 日付け登 第 号により戒告した措置の内容

2 代執行の対象となる特定空家等
登別市

用途： 規模：

3 代執行の時期

年 月 日から 年 月 日まで

4 代執行の責任者

住 所 登別市

所属職氏名 登別市

電 話 番 号

5 代執行に要する費用の概算見積額

円

教示

1 この処分に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）に対して審査請求をすることができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

2 また、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。）。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

別記様式第16号（第19条関係）

（表）

執行責任者証	
所 属	
職氏名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
登別市長	印
1 代執行をなすべき事項	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から	年 月 日までの間

縦6センチメートル 横9センチメートル

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第5章 特定空家等に対する措置

第22条 （略）

2～8 （略）

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確認することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確認することができないため第3項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、災害その他非常の場合において、特定空家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、第3項から第8項までの規定により当該措置をとることを命ずるいとまがないときは、これらの規定にかかわらず、当該特定空家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができる。

12～17 （略）

行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

注 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

別記様式第17号（第19条関係）

登 第 号
年 月 日

様

登別市長 印

代執行費用納付命令書

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条（第9項・第10項・第11項）の規定に基づき実施した次の代執行に要した費用について、行政代執行法第5条の規定に基づき代執行に要した費用を次のとおり納付するよう命令します。

なお、指定された期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収します。

記

1 代執行の内容

（1）実施年月日 年 月 日から 年 月 日まで

（2）実施内容

（3）実施場所

2 納付金額（代執行に要した費用） 金 円

3 納付義務者

住 所

氏 名

4 納付期限 年 月 日

5 納付方法 別紙による

（教示）

- この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）に対して審査請求をすることができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができません。）。
 - また、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第14条の規定により、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、登別市（訴訟において登別市を代表する者は、登別市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。
- なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

（担当）	住 所	所 属	登別市
	氏 名		
	電 話		

年 月 日

管理不全空家等改善報告書

登別市長

様

（提出者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け登 第 号で（指導・勧告）を受けたことについて、次のとおり措置を実施したので報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所 在 登別市
用 途
- 2 実施した措置の内容
- 3 措置の前後の写真

年 月 日

特定空家等改善報告書

登別市長

様

（提出者）

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付け登 第 号で（助言・指導・勧告・命令・戒告）
を受けたことについて、次のとおり措置を実施したので報告します。

記

- 1 対象となる空家等
所 在 登別市
用 途
- 2 実施した措置の内容
- 3 措置の前後の写真

別記様式第 20 号（第 22 条関係）

標 識

次の特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づき措置をとることを、 年 月 日付け登 第 号により、命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所 在 登別市

用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

所 属 登別市

職 氏 名

電話番号

5 措置の期限 年 月 日